

鏡石町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画



令和8年8月
鏡石町教育委員会

目 次



1. 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1) 計画の趣旨	
(2) 鏡石町の現状	
2. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(1) 時間外在校時間等に関する目標	
(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標	
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(1) 実施期間	
4. 実施する業務量管理・健康確保の措置内容・・・・・・・・	2
(1) 「業務の3分類」を踏まえた教育委員会による業務の見直し	
(2) 学校における措置の推進	
(3) 教育職員の健康および福祉の確保に関する取組	
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・・・・・	5

Ⅰ．計画の趣旨・現状

（Ⅰ）計画の趣旨

本計画では、鏡石町で働く教育職員の Well-being（ウェルビーイング）の実現を目指し、業務量、時間外在校時間、ワーク・ライフ・バランス、働き甲斐等に関する目標を設定します。これにより、教職員が健康に働ける環境を整え、児童生徒と向き合う時間や授業改善のための教材研究の時間の確保など教職員が本来行うべき業務に集中できるよう

「学校の在り方の変革」を行っていきます。また、教職員の業務量を適正に管理し、健康確保措置を実施することで、持続可能な教育環境を構築するとともに、児童生徒の健やかな成長と自己実現を図ることを目的とし、質の高い教育環境を実現します。

（Ⅱ）鏡石町の現状

鏡石町では、教育職員の業務時間を管理するため、令和４年に勤務時間の適正化を推進する「鏡石町公立学校職員の勤務時間に関する規則」を定め、教育職員の時間外在校時間を年間３６０時間以内、月４５時間以内として、超過勤務時間の縮減と児童生徒と向き合う時間の確保をめざして取り組んできました。また、校務支援システムで勤務時間の管理を行い、学校長のリーダーシップのもと取り組んできました。

こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校時間の状況については、以下のとおりでした。

【令和６年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均（時間）	月４５時間を上回る 教職員の割合	月８０時間を上回る 教職員の割合
小学校	月３２．７時間	２０．６％	１．８％
中学校	月３５．１時間	３０．４％	０．８％

中学校における月の時間外在校等時間が４５時間を超える割合が３０．４％と多くなっています。保護者対応や部活動指導などの業務の負担感が多くっており、学校業務の適正化を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕

を創出することが必要であります。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき計画を策定するものです。

2. 目標

(1) 時間外在校時間等に関する目標

- ・目標1：全職員の時間外在校等時間を月45時間以内、年360時間以内にする。
- ・目標2：予期せぬ業務量の急増があつた場合でも、月80時間を超える時間外在校等時間が発生する職員をゼロにする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・目標1：年間有給休暇の平均取得日数を10日以上にする。
- ・目標2：ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%以下まで減少させる。

【R7：13.9%】

- ・目標3：ストレスチェックにおける健康リスクの値を80%以下にする。

【R7 平均：80.0%】

3. 計画の期間

(1) 実施期間

令和8年度から令和11年度

※福島県教育委員会「教職員働き方改革アクションプラン」に基づき、次回更新時期は4年の期間とします。

4. 実施する業務量管理・健康確保の措置内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた教育委員会による業務の見直し

①学校以外が担うべき業務

○登下校時の通学路の日常的な見守り活動

- ・児童生徒の登校時間の見守り活動の負担を軽減するため、保護者や地域住民による見守りを推進します。
- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が登校する時間の見直しを推進します。

○放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応

- ・郊外見回りなどについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りについては原則行わないこととします。
- ・補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて、認識を共有します。

②教師以外が積極的に参画すべき業務

○調査・統計への回答

- ・調査内容、回答方法を精査し、電子メールやWebフォームを活用して事務負担を減らします。

○部活動の負担軽減

- ・「部活動休業日」の完全実施、効果的な練習の実施の他、部活動指導員の配置拡充、部活動の地域展開・地域連携を推進し、部活動の負担を軽減します。
- ・原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現させ、部活動の負担を減少させます。

③教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○授業準備や学習評価、成績処理

- ・校務支援システムの機能やICT等の活用により授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減します。

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・児童生徒の実態に応じ、スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカー、教育支援員、医療・福祉に関する専門的人材と協力し、支援が必要な児童生徒への対応

を強化します。

(2) 学校における措置の推進

①学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図ります。

- ・各学校では、標準授業時数に基づく教育課程を実施し、過剰な授業時数の設定を見直します。
- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、放課後活動や清掃時間を勤務時間内で設定するなど、日課表を工夫します。
- ・留守番電話機能や録音機能がついた電話を全校に設置し、勤務時間外の電話対応に係る負担を軽減します。

(3) 教育職員の健康および福祉の確保に関する取組

①教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに以下の内容に取り組みます。

○医師による面接指導

- ・月80時間を超える時間外在校時間が発生した場合、医師による面接指導を実施します。

○勤務時間インターバルの確保

- ・11時間を目安とする、勤務間インターバル（休息時間）の確保に取り組みます。

○ストレスチェック

- ・ストレスチェックを100%実施し、実施後の集団分析の結果等を活用し職場環境改善を進めます。

○健康問題に関する相談窓口の設置

- ・職員が心身の健康問題について相談できる窓口を設置し、必要に応じて保健管理医等による助言・指導の保健指導を受けられるように推進します。

○有給休暇の取得推進

- ・教職員がまとまった有給休暇を連続して取得できるよう、各学校に対し取得を促進します。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、町内の各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、本町のＨＰで公表するとともに、定例の教育員会及び総合教育会議において報告します。
- 児童生徒への支援に関わる専門的な知見を有する人材の確保について、関係部局・関係機関と連携して取り組みます。
- 校務支援システムとストレスチェックの結果をもとに、目標の達成状況を把握し、必要に応じて改善策を実施します。
- 各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らし合わせて課題を早期に把握し、教育委員会が聞き取り、指導を行い、特に、長時間勤務が続いている学校に対しては個別支援・指導を行います。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校への本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催する研修等を周知し、積極的に活用するよう促進します。各学校においては、校長をはじめとしたリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を推進するようにします。
- 保護者、地域の理解を促進するため、町長部局と連携し、保護者や地域の各行政区等に対して、本計画の「業務の３分類」をはじめとする業務量管理・健康管理確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組みます。